

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp
http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html

1 —— 先月までの動き

先月は年金事業管理部会が開催されました。日本年金機構への不正アクセスによる年金個人情報流出をうけて、国民の意見を直接受け付ける窓口を新設するなど、年金業務に関する同部会の監視機能を強化する方針が示されました。

○6月26日 社会保障審議会 年金事業管理部会(第10回)
テーマ 日本年金機構不正アクセス事案について ほか
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000090121.html> (配布資料)

2 —— ポイント解説：財政健全化計画と年金改革

6月30日に、財政健全化計画を含むいわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。本稿では、骨太方針や、それに先立って提出された財政制度等審議会の建議での、年金関連の内容を確認します。

1 | 骨太方針における年金の扱い：所得再分配機能の強化に含み

今年度の骨太方針に盛り込まれた財政健全化計画では、今後の費用増加が予想される医療と介護に焦点が当てられましたが、年金についても触れられています。基本的には、2012年8月に成立した社会保障制度改革プログラム法や昨年度の骨太方針と同様の表現になっていますが、若干の違いが見られます。具体的には、社会保障制度改革プログラム法や昨年度の骨太方針では「高所得者の年金給付の在り方」となっていた部分が、「高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方」と、下線部分が追記されています（下線は筆者）。

この追記部分は、厚生年金保険料の算定基礎となる標準報酬について、上限の引上げや撤廃などを含ませるとみられます。現在の上限は月額62万円、賞与1回あたり150万円となっていますが、これを引き上げたり撤廃することで保険料の増収が見込めます。ただ、標準報酬は年金額の算定基礎でもあるため、単純な上限の引上げや撤廃では将来の年金給付費用が増えてしまいます。そこで昨年の社会保障審議会年金部会では、米国で導入されている報酬額が高くなると給付率が下がっていく仕組

みを参考にすべき、という意見が出ました。今年1月にまとめられた同部会の「議論の整理」では、そのような「意見があった」という表現にとどまっていますが、骨太方針を受けて今後の議論がどうなるかが注目されます。

2 | 財政審建議での年金の扱い：支給開始年齢の引上げを強く主張

骨太方針に加えて、財務省に設置された財政制度等審議会が6月1日に財務大臣へ提出した建議*1（以下、財政審建議）の内容も注目されます。

この建議は、標準的な支給開始年齢の引上げに焦点を当てている点が特徴です。標準的な支給開始年齢の引上げに対しては世論の反応が大きいため、社会保障制度改革プログラム法や昨年度の骨太方針は「高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方」という表現で、全員一律の標準的な支給開始年齢の引上げを検討しない方針を暗に示していました（下線は筆者）。しかし財政審建議は、現在実施中の65歳への引上げが終了する2025年度から更なる引上げを実施するために早急な検討が必要、と具体的に述べています。その理由として、2035年以降に団塊ジュニア世代が65歳になることや、引上げの決定から開始までに周知期間が必要なことを挙げています。

今年度の骨太方針では昨年度と同様の表現になっていますが、財政審建議が今後の年金改革論議へどう影響するかも注目されます。

図表1 年金に関する骨太方針等の内容(ポイント)

	法定課題 (注1)	骨太方針 2014 (2014/6/24)	年金部会 議論整理 (2015/1/21)	財政審 建議 (2015/6/1)	骨太方針 2015 (2015/6/30)
現役時代の就労と年金					
短時間労働者への厚生年金適用	○	○	○	○	○
国民年金第3号被保険者の縮小			○		
遺族年金の見直し			△		
厚生年金の適用対象事業所の拡大					
高齢期の就労と年金					
基礎年金拠出期間の延長	(○)	(○)	○		(○)
65歳以降の在職老齢年金の廃止	○	○	△		○
受給繰下げの上限年齢の引上げ	○	○	△		○
標準的な支給開始年齢の引上げ			△	◎	
年金額改定					
マクロ経済スライドの常時フル稼働	○	○	○	○	○
本則スライドの温情措置の廃止			○		
所得再分配機能					
高所得高齢者の年金給付の削減	○	○	△		○
年金課税の見直し	○	○			○
標準報酬上限の見直し			△	○	○
その他					
第1号被保険者の産前産後の保険料	○		○		
企業年金の活用促進		○	—	○	
個人年金や金融商品の活用促進			—	○	

(注1) 法定課題は、2012年8月成立の年金機能強化法附則と2013年12月成立の社会保障制度改革プログラム法で規定された検討課題。

(注2) 年金部会の○は概ね同意されたもの。△は意見が分かれたもの。

(資料) 各種資料から筆者作成。

*1 この建議は、財政制度等審議会の財政制度分科会が財政健全化計画の基本的な考え方を取りまとめ、財政制度等審議会として前述した政府の財政健全化計画に反映するよう政府に要望したものです（https://www.mof.go.jp/about_of/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia270601/index.htm）。